

宅地建物取引業における人権に関する取組の基本方針

平成25年4月 制定

平成29年2月 一部改定

令和5年1月 一部改定

1 基本方針の趣旨

宅地建物取引業者は、その業務の適正な運営と取引の公正とを確保しながら、依頼者のニーズに合わせて、良好な宅地や住宅等を提供することで住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っている。

また、近年の国際的な潮流の中で、宅地建物取引業者も、企業（事業者）の社会的責任として、ISO26000に準拠した人権に関する取組を自主的かつ主体的に進めていくことが求められている。

このため、県内における宅地建物取引業者の人権に関する取組に関し、「山口県人権推進指針」を踏まえた基本的な方針を定め、県と業界とが適切な役割分担をしながら具体的な取組を推進することとする。

2 県の役割

県は、公益社団法人山口県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会山口県本部（以下「業界団体」という。）が宅地建物取引業者の人権に関する取組に対して、主導的かつ先導的な役割を果たすよう、適切な助言及び支援を行う。

なお、宅地建物取引業の業務に関して不適切な事象が発生した場合は、業界団体を通じた事実関係の把握や、業界団体の再発防止に向けた教育・啓発活動等への支援を行うとともに、必要な場合は、関係機関等とも連携しながら、県自ら事実関係の把握及び啓発・指導に努めるものとする。

3 業界団体の役割

業界団体は、県の助言等を踏まえ、次の取組を推進し、会員である宅地建物取引業者の人権に関する取組に対して、主導的かつ先導的な役割を果たす。

- (1) 基本的人権の尊重と人権問題の正しい理解を図るため、会員に対する研修を年次計画的に実施する。
- (2) 事業所内研修に活用できるパンフレット等を作成する。
- (3) 人権に関する取組の「ガイドライン」を策定する。
- (4) その他、必要な調査及び研究を実施する。

4 宅地建物取引業者の取組

宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を遵守して、人権に関する取組を自主的かつ主体的に推進する。

- (1) 取引物件の所在地等について、差別につながるおそれのある土地柄などの調査、報告及び教示をしない。
- (2) 賃貸住宅等の媒介業務において、国籍、障害、高齢等の不合理な理由により、入居機会を制限しない。
- (3) 業界団体が別に定める「ガイドライン」を適切に運用する。